

体罰を許さない学校づくりに向けて

- 多くの教職員は、問題行動を起こす児童生徒に対し、どんなに指導が困難な状況にあっても、教育者としての使命感や責任感を持って毅然とした指導を行うとともに、組織的に粘り強く地道な教育活動を重ねています。
- しかしながら、本道においては、今もなお、一部の教職員による体罰等事案が、後を経たない状況です。
教職員は、「児童生徒の指導に当たり、体罰に頼るのは、自らの指導力が不足しているからである」という認識を持つべきです。また、体罰には該当しないものの、体罰につながりかねない不適切な指導（暴言も含む）についても、同様です。
- 管理職は、「体罰等が起こるのは、組織的な指導に課題があるからである」という認識を持つ必要があります。各学校においては、別添「体罰等の考え方」を基に、体罰の定義、行為の分類や内容について、校内研修等で再度確認してください。
- また、児童生徒が、実際に問題行動を起こしたときには、体罰等に頼るのではなく、十分な教育的配慮のもと、現行制度において採り得ることができる出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応を行い、体罰等の根絶を図りましょう。

1 体罰がもたらすもの

- (1) 信頼関係を壊します … 児童生徒や保護者との信頼関係を壊します。そして、学校が地域全体から信頼を失うこととなります。
- (2) 発育に影響します … 児童生徒の心に深い傷を負わせ、健全な社会性や規範意識の育成を阻害します。
- (3) 暴力の連鎖を生みます… 児童生徒が暴力で解決することを学びます。体罰による指導で、正常な倫理観は生まれません。

2 発生の要因・背景

体罰の要因・背景として教職員について、次のような行き過ぎた状況が見られます。

- 児童生徒の人格を尊重する意識に欠ける。
- 暴力を容認する考え方がある。
- 自己抑制力に欠け、興奮しやすい、感情的になりやすい。
- 指導方法が独善的で自信過剰になっている。
- 同僚等の助言を聞く姿勢に欠ける。
- 部活動において勝利至上主義になり、自らの指導の熱心さが、理解されていると過信している。
- 児童生徒との日常的な人間関係が確立しておらず、指導が児童生徒の心に届いていない。

3 体罰防止のために

体罰を防止するために、次のことに留意する必要があります。

(1) 教員による児童生徒理解と信頼関係の構築

- ① 児童生徒のことを理解する……家庭環境は？ 生育歴は？
- ② 児童生徒の成長を認識する……児童生徒は日々変化しています
- ③ 児童生徒の願いを受け止める……児童生徒の気持ちを知ろうとしていますか？

(2) 教員による共通理解と協働体制の構築

体罰は個人の資質と組織の問題です。体罰を生まない教員組織になっているか全職員で確認しましょう。

- ① 生徒指導情報の共有化
 - ・ 児童生徒の実態を共有できていますか？
 - ・ 個に応じた指導方法、人権重視の視点に立った指導が必要です。
- ② 教員の特性に応じた役割の分担
 - ・ まずは教員同士の信頼関係！ 互いにアドバイスはできていますか？
 - ・ 特定の教員に任せたり、一人で抱え込んだりしていませんか？
- ③ 校内、校外での研修の実施
 - ・ 授業力の向上は？
 - ・ 部活動のコーチング能力の向上は？

4 不適切な指導等

体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」「不必要な身体接触」「無視やいやがらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、決して許されるものではありません。

(不適切な指導の例)

- ・ 授業中、課題のできなかつた児童に対し「何でこんな簡単な問題ができないのだ。お兄さんもお姉さんも勉強ができなかつたからな」と言った。(暴言)
- ・ 運動部の練習試合でミスを繰り返した生徒に「馬鹿野郎、部活動を辞めてしまえ、もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代した後、数日間、無視した。(行き過ぎた指導)
- ・ 休み時間に寄ってくる児童を膝の上にのせて後ろから軽く抱いてみたり、雑巾がけをしている児童のお尻を押ししたりした。(不適切な指導)
- ・ 持ち物を紛失したと訴える生徒に「自分でなくしただろう。他の者を疑うな。」と言い対応しなかつた。(暴言)

5 体罰に当たらない指導

職員が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使や、他の児童、生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止、目前の危機を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使については、体罰に当たりません。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成25年3月13日文部科学省通知)

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

有形力の行使以外の方法により行われた懲戒について、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰にはあたりません。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成25年3月13日文部科学省通知)

別紙 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

- (2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考える行為）
（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

文部科学省通知においては、認められる懲戒として上記の例を示しています。

なお、懲戒を行う場合には、児童生徒の発達段階や問題行動の状況、指導の目的等を総合的に判断し、懲戒の内容、方法、量や回数等を配慮することが必要です。

「体罰等の考え方」

<p>体罰の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員が、児童生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、<u>教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という</u>。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。 ・ <u>懲戒のうち、教員が、児童生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。</u> ・ 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間の正座や起立させるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも<u>法によって禁じられている</u>。 ・ <u>暴言や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが</u>、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。 																	
<p>体罰等の禁止</p>	<p>児童生徒に対する体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等を行ってはならない。</p>																	
<p>根拠法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法第11条 ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（H19.2.5 初等中等局長通知） ・ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（H25.3.13 初等中等局長通知） 																	
<p>行為の分類</p>	<table border="1"> <tr> <td>体 罰</td> <td>直接、間接的に肉体的苦痛を与える行為</td> </tr> <tr> <td>不適切な指導</td> <td>肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使</td> </tr> <tr> <td>行き過ぎた指導</td> <td>運動部活動や体育授業などで現状に適しない過剰な指導</td> </tr> <tr> <td>暴 言</td> <td>恐怖感、侮辱感など精神的苦痛や負担を与える言動</td> </tr> <tr> <td>指導の範囲内</td> <td>肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使</td> </tr> <tr> <td>適切な指導</td> <td>法令で認められた範囲内の懲戒行為</td> </tr> <tr> <td>正当防衛</td> <td>防衛のためやむを得ずした有形力の行使</td> </tr> <tr> <td>緊急避難</td> <td>生命、身体、自由に対する危機を避けるための行為</td> </tr> </table>		体 罰	直接、間接的に肉体的苦痛を与える行為	不適切な指導	肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使	行き過ぎた指導	運動部活動や体育授業などで現状に適しない過剰な指導	暴 言	恐怖感、侮辱感など精神的苦痛や負担を与える言動	指導の範囲内	肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使	適切な指導	法令で認められた範囲内の懲戒行為	正当防衛	防衛のためやむを得ずした有形力の行使	緊急避難	生命、身体、自由に対する危機を避けるための行為
体 罰	直接、間接的に肉体的苦痛を与える行為																	
不適切な指導	肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使																	
行き過ぎた指導	運動部活動や体育授業などで現状に適しない過剰な指導																	
暴 言	恐怖感、侮辱感など精神的苦痛や負担を与える言動																	
指導の範囲内	肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使																	
適切な指導	法令で認められた範囲内の懲戒行為																	
正当防衛	防衛のためやむを得ずした有形力の行使																	
緊急避難	生命、身体、自由に対する危機を避けるための行為																	
<p>体罰の内容</p>	<p>体罰とは、児童生徒に対する懲戒のうち、児童生徒等の身体に</p> <p>①<u>直接的</u>に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、叩く、投げる等）</p> <p>②<u>間接的</u>に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座、起立等）</p> <p>また、その態様により暴力行為、傷害行為、危険な暴力行為に分類できる。</p> <table border="1"> <tr> <td>暴力行為</td> <td> <p>頭、頬をたたく、突き飛ばす、足、臀部、脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした行為</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回叩いた。 ・ 体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が唾を吐いたため、後ろから足を蹴った。 </td> </tr> </table>		暴力行為	<p>頭、頬をたたく、突き飛ばす、足、臀部、脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした行為</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回叩いた。 ・ 体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が唾を吐いたため、後ろから足を蹴った。 														
暴力行為	<p>頭、頬をたたく、突き飛ばす、足、臀部、脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした行為</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回叩いた。 ・ 体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が唾を吐いたため、後ろから足を蹴った。 																	

	<p>傷 害 行 為</p>	<p>有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無に関わらず、出血、骨折、歯牙破損、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合。 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中心ざけていた生徒を数回注意したが従わず、さらに増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ・ メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
	<p>危 険 な 暴 力 行 為</p>	<p>一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合。 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ・ 柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げで床に叩きつけた。
<p>不適切な行為の内容</p>	<p>不 適 切 な 指 導</p>	<p>不適切な指導とは、児童生徒の身体に肉体的負担を与える程度の<u>軽微な有形力</u>の行使（手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、胸ぐらを掴んで説教する、襟首を掴んで連れ出す等） 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむ予告をした。
	<p>行 き 過 ぎ た 指 導</p>	<p>処分・措置事案には至らないまでも、運動部活動や体育授業などのスポーツ指導等において、児童生徒の<u>現状に適應しない過剰な指導</u>が該当、他に「適切さを欠く指導」といった表現もある 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、休み無く練習を続けさせ、生徒は心身ともに疲労し、勉強する時間もなくなった。
	<p>暴 言</p>	<p>児童生徒の恐怖感、侮辱感、人権侵害等の<u>精神的苦痛や負担を与える言動</u>（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等） 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中、解答を間違えた児童に「犬のほうがおりこうさん」と馬鹿にした。 ・ 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机を叩いたりして威嚇した。
<p>その他行為の内容</p>	<p>指 導 の 範 囲 内</p>	<p>注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童生徒の身体に、肉体的<u>負担を与えない程度の、極軽微な有形力</u>の行使。頭（顔、肩）を押さえる、体を掴んで軽く揺する。 〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕を掴み、教室の外に連れ出した。 ・ 友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を押さえながら説諭した。
	<p>適 切 な 指 導</p>	<p>学習指導や生活指導時における<u>法令で認められた範囲の懲戒行為</u>。注意、警告、叱責、説諭、訓戒。頑張りに対し（背中）をたたきほめる、緩慢なプレーを大声で注意する。</p>

		<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室の後ろに立たせた。 大縄飛びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中を叩きタイミングよく飛び込ませた。
	正 当 防 衛 正 当 行 為	<p>防衛のためやむを得ずした有形力の行使。他に被害を及ぼす暴力行為に対して、<u>制止・危険を回避するため、やむを得ずした有形力の行使。</u></p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学の実験中に多動傾向の生徒が塩酸のピンをもって暴れ出したため、体を抱え込んで押さえつけた。 身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
	緊 急 避 難	<p>自己又は児童生徒の<u>生命、身体、自由又は財産に対する現在の危機を避けるため、やむを得ずした行為。</u></p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。
適切な指導の 実践		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の問題行動を指導する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて指導すること。 児童生徒に、何について、なぜ指導するのかを説明し、児童生徒等が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行うこと。 児童生徒の問題行動について、保護者と連携できる関係を構築するため、日頃から保護者との情報交換を行うこと。 部活動指導や生活指導を組織的に行う体制を校内に構築すること。